

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
年 月 日	
(宛先)前橋市長	
申請者	
ふりがな 住 所	
ふりがな 氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 () -	
郵便番号 □□□ - □□□□	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号 () -
	事業場 〒 電話番号 () -
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

様式第六号 (第2面)

様式第六号 (第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名		許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍		
		住 所		
(法人である場合)				
(ふ り が な) 名 称		住 所		
法定代理人（申請者が法第 1 4 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍		
		住 所		
(法人である場合)				
(ふ り が な) 名 称		住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍		
	役職名・呼称	住 所		
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍		
	役職名・呼称	住 所		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出 資 の 額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 前橋市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	（特別管理） 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 （t/月又は m ³ /月）	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 （処分場の名称及び所在地）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用 途	容 量	備 考	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。		
		撮影	年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

前 橋 市 長 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

以下のうち、**積替え保管を行わない**産業廃棄物について該当する番号に「○」を付してください。

1. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、取り扱いません。
2. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、以下の表で「○」を付した種類について取り扱います。・・・注）この種類が許可証に表記されます。

◆ 取り扱う産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。

産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		水銀含有ばいじん等	
	全て	水銀回収義務の対象を除く。	全て	水銀回収義務の対象を除く。
燃え殻				
汚泥				
廃油				
廃酸				
廃アルカリ				
廃プラスチック類				
金属くず				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず				
鉍さい				
ばいじん				

以下のうち、**積替え保管を行う**産業廃棄物に該当する番号に「○」を付してください。

1. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、取り扱いません。
2. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、以下の表で「○」を付した種類について取り扱います。・・・注）この種類が許可証に表記されます。

◆ 取り扱う産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。

産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物	
	全て	水銀回収義務の対象を除く。
燃え殻		
汚泥		
廃油		
廃酸		
廃アルカリ		
廃プラスチック類		
金属くず		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
鉍さい		
ばいじん		

【参考1】水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの（43種類）

1) 水銀電池 2) 空気亜鉛電池 3) スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。) 4) 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。) 5) HID ランプ(高輝度放電ランプ) 6) 放電ランプ(蛍光ランプ及びHID ランプを除く。) 7) 農薬 8) 気圧計9) 湿度計 10) 液柱形圧力計 11) 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。) 12) 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。) 13) 真空計14) ガラス製温度計 15) 水銀充満圧力式温度計 16) 水銀体温計 17) 水銀式血圧計 18) 温度定点セル 19) 顔料 20) ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。) 21) 灯台の回転装置 22) 水銀トリム・ヒール調整装置 23) 放電管(水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。) 24) 水銀抵抗原器 25) 差圧式流量計 26) 傾斜計 27) 水銀圧入法測定装置 28) 周波数標準機 29) ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。) 30) 容積形力計 31) 滴下水銀電極 32) 参照電極 33) 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。) 34) 握力計 35) 医薬品 36) 水銀の製剤 37) 塩化第一水銀の製剤 38) 塩化第二水銀の製剤 39) よう化第二水銀の製剤 40) 硝酸第一水銀の製剤 41)硝酸第二水銀の製剤 42)チオシアン酸第二水銀の製剤 43) 酢酸フェニル水銀の製剤

※上記のうち、水銀回収義務の対象となるものを下線表示としています。

※上記のほか、水銀又は水銀化合物の使用が表示されているものも水銀使用製品産業廃棄物となり、そのうち「浮ひょう形密度計」、「積算時間計」、「ひずみゲージ式セサ」、「電量計」、「ジャイロコパ」の5つの製品については、水銀回収義務の対象となります。

【参考2】水銀含有ばいじん等の対象となるもの

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀を1000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀を15mg/L を超えて含有するもの	水銀を1000mg/L 以上含有するもの

【参考3】水銀関係の処理基準

(一般的な処理基準のほかに以下の基準を満たす必要があります。)

廃棄物の種類	産 業 廃 棄 物	
	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
収集運搬の基準	・ 破碎禁止 ・ 他の廃棄物と混入しないこと ・ 仕切りを設けること	
処 分 の 基 準 (中間処理・最終処分)	・ 大気中への飛散防止措置 ・ 環境大臣が定める方法による水銀の回収 (環境省令で定める水銀回収が義務付けられた廃棄物のみ) ・ <u>安定型最終処分場への埋立禁止</u>	

【産業廃棄物収集運搬業】別紙 添付を省略する書類の一覧表
・添付を省略する書類に○印をつけて下さい。

省略できる書類		省 略 す る 理 由				
		更新許可申請のため（※１）	変更許可申請のため（ただし、変更内容に関わらないもの）（※１）	先行許可証を提示するため	２つ以上の許可を同日に申請するため（※１）	優良認定を受けているため（※２）
様式第 六 号 の 二	（第３面）積替施設又は保管施設の概要	（規 ９ の ２-９）	（規 １０ の ９-２）			（規 ９ の ２-６）
	（第４面）収集運搬業務の具体的な計画	（規 ９ の ２-９）	（規 １０ の ９-２）			（規 ９ の ２-６）
	（第５面）環境保全措置の概要	（規 ９ の ２-９）	（規 １０ の ９-２）			（規 ９ の ２-６）
	（第６面）運搬車両の写真	（規 ９ の ２-９）	（規 １０ の ９-２）			
	（第７面）運搬容器等の写真	（規 ９ の ２-９）	（規 １０ の ９-２）			
	（第８面）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法				（規 ２１-１）	
	（第９面）資産に関する調査（個人用）				（規 ２１-１）	
	（第１０面）誓約書			（規 ９ の ２-８）	（規 ２１-１）	
添付書類	許可証の写し					
	住民票（個人・法人役員等）			（規 ９ の ２-８）	（規 ２１-１）	
	法人の登記事項証明書				（規 ２１-１）	
	株主（法人）の登記事項証明書			（規 ９ の ２-８）	（規 ２１-１）	
	登記されていないことの証明書（個人・法人役員等）			（規 ９ の ２-８）	（規 ２１-１）	
	定款又は寄付行為				（規 ２１-１）	（規 ９ の ２-６）
	事務所及び事業場（駐車場）等の付近の見取図	（規 ９ の ２-９）	（規 １０ の ９-２）			
	車検証の写し	（規 ９ の ２-９）	（規 １０ の ９-２）		（規 ２１-１）	
	車両の賃貸借契約書等の写し	（規 ９ の ２-９）	（規 １０ の ９-２）		（規 ２１-１）	
	決算書				（規 ２１-１）	（規 ９ の ２-６）
	法人税納税証明書				（規 ２１-１）	
	所得税納税証明書				（規 ２１-１）	

※１印の申請については、内容に変更がない場合に限り、添付書類を省略することが可能です。

※2印の申請については、添付書類の省略のほか、各証明書の原本に換わりコピーの添付が可能です。（同時に申請される申請書に原本が添付されている場合に限る。）

● 2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入

今回添付を省略した書類は、 年 月 日付けで提出した以下の申請書に添付されています。

(産業廃棄物収集運搬業 ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業 ・ 特別管理産業廃棄物処分業
新規 ・ 変更 ・ 更新) 許可申請書

●先行許可証を提出する場合に記入（該当する許可に○印を記入）

今回以下の許可証を先行許可証として提出します

年 月 日 (都・道・府・県・市) 許可

- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証
- ・ 産業廃棄物処分業許可証
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業許可証
- ・ 産業廃棄物処理施設設置（新規・変更）許可証